

ID: 1818

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	都市計画協力団体の指定		
法令名称 根拠条項	都市計画法 第75条の5第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (都市計画協力団体の指定) 第75条の5 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第75条の6の規定による。 (都市計画協力団体の業務) 第75条の6 都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力を行うこと。 (2) 土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。 (3) 都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 (4) 都市計画に関する調査研究を行うこと。 (5) 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日